

地域脱炭素実現に向けた計画づくり支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は「地域脱炭素実現に向けた計画づくり支援業務」を委託する相手方となる受託候補者を選定するための必要事項を定めたものである。

2. 業務目的

2050年までの脱炭素化は地域が取り組まなければならない必須の課題である。

本村においても、地球温暖化対策という国全体の目標を踏まえつつ、地域の特性を生かして温室効果ガスを減らすと同時に、地域経済循環や地方創生を実現し、持続可能な社会をつくるための具体的な行動計画を策定するものである。

3. 業務概要

(1) 業務名称

地域脱炭素実現に向けた計画づくり支援業務

(2) 業務内容

下記に示す業務内容とし、別紙要求仕様書に記載する要件を満たすものとする。

- ① 村内におけるエネルギー消費状況や CO2 排出量及び再エネ導入に対する村民意識の調査
- ② 再エネポテンシャルと森林の CO2 吸収量調査
- ③ 脱炭素シナリオと再エネ導入目標値の設定
- ④ 脱炭素ロードマップの作成

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで

※本業務は、環境省の補助金である二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の交付を受けての策定を前提としており、当該補助金が不採択の場合、策定は行わないものとする。

4. 調達費用（提案上限額）

本業務の提案上限額は 6,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）である。

5. 公募スケジュール

内容	日程
公告	令和7年5月30日(金)
参加表明書提出期限	令和7年6月 6日(金)
質問書受付期限	令和7年6月13日(金)
質問回答期限	令和7年6月17日(火)
企画提案書等提出期限	令和7年6月23日(月)
1次審査結果通知及び2次審査実施通知	令和7年6月10日(火)
2次審査予定	令和7年6月25日(水)
選定結果通知予定	令和7年 7 月 2 日(水)

6. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 黒滝村競争入札参加資格(物品・役務等)令和6・7年度分の「21. 企画・開発業務の8.各種計画策定」または「33.その他の21.その他役務等」に登録されていること
- ② 小規模(人口1万人未満)で森林資源の豊富(山林面積が全体の70%以上)な自治体の実行計画またはそれに準ずる計画等の受託実績があるもの
- ③ 日本国内に本社を有する法人であること
- ④ 国または奈良県の入札参加資格指名停止を受けている期間中でないこと
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ⑥ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ⑦ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

7. 参加意思表示

本プロポーザルに参加しようとする者は次の書類を提出し、参加意思を表明すること。

提出方法	PDF データでメール又はデータ転送による
提出書類	参加意思表示書(様式1) 過去に手掛けた計画(いずれか一つで構わない)
提出期限	令和7年6月6日(金)午後5時00分まで

8. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容に質疑のある者は、次の方法により質問書を提供すること。口頭での質疑は受け付けないものとする。

提出方法	電子メール(kuro_j@vill.kurotaki.lg.jp) 電子メール送信後は、電話による送達確認を行うこと
------	---

提出書類	質問書(様式3)
提出期限	令和7年6月13日(金)午後3時00分まで
回答方法	令和7年6月17日(火)午後3時00分までに、村ホームページにおいて回答する。ただし、他の参加者の競争上の利益、地位を侵すおそれがあると判断した質疑内容や、質疑者の特定に至る質疑内容等については、回答しない場合がある。

9. 企画提案書等の作成要領及び提出方法

参加意思表明を行った者は、次の方法により企画提案書等を作成して提出すること。提出期限までに提出がない場合は参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出データ種類・数量(全てPDFデータ、ファイル名を下記とする事)

提出データ(様式)	ファイル数	備考
企画提案書(任意様式)	1ファイル	—
誓約書(様式4)	1ファイル	—
企画提案書提出届(様式5)	1ファイル	押印が必要
会社概要(様式6)	1ファイル	—
業務実績調書(様式7)	1ファイル	—
業務従事者調書(様式8)	1ファイル	—
見積書及び見積内訳書(様式9-1、9-2)	1ファイル	押印が必要

(2) 作成要領

① 企画提案書(任意様式)

仕様書に記載する項目に沿った提案内容とすることとし、A4 判横書きで 50 ページ以内(表紙、目次を除く)に収めること。印刷時は両面印刷として、表紙及び目次を除くページに一連となるページ番号を付すこと。

事業の再委託を行う場合は、必ず再委託先を業務実施体制に記載すること。(業務内容及び費用、業者名・住所、業務の責任者のみを記載)

ただし、業務の全部若しくはその主たる部分又は費用の合計額の 50%を超えるものを再委託をすることは出来ない。

② 見積書及び見積内訳書(様式9-1、9-2)

見積書は、地域脱炭素実現に向けた計画づくり支援に係る費用を記載すること。

見積内訳書は、地域脱炭素実現に向けた計画づくりのための調査、整理に係る費用を分けて記載し、それぞれの内訳を明示すること。

※ 1) 金額は、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く金額を記入して下さい。

※ 2) 金額の頭に¥を付して下さい。

※ 3) 金額は千円単位で記入して下さい。

※ 4) 黒滝村契約規則及び黒滝村入札執行要綱に基づく入札者心得等に関する事項により見積無効となる場合があること。

(3) 提出方法

① 電子メール又はデータ転送

PDF データで提出期限までに提出すること。(提出後に到着確認の電話をすること)

② 提出期限

令和7年6月 23日（月）午後3時00分まで

10. 選定

(1) 1次審査（書類審査）

提出のあった書類について審査し、失格事項に該当すると認められた者は失格とする。なお 1次審査において提案内容を審査することはない。

書類審査結果は 1次審査結果通知書をもって通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション）

① 開催日時・場所

令和7年6月 25日（水）

黒滝村役場 2 階会議室

※開催時間は1次審査結果通知時に通知する

② 実施内容

提出した企画提案書の内容に基づき、補足説明やアピールしたい点をスクリーンに投影して発表、あるいは実機操作によるデモンストレーションを行う。

デモンストレーションは必須ではない。プレゼンテーション及びデモンストレーションは、機材等のセッティングを含めて30分以内とする。（時間配分は任意）

③ 質疑応答（10分以内）

プレゼンテーション及びデモンストレーション後に質疑応答を10分以内で実施する。

④ 出席可能人数

2次審査の出席人数は、業務実施責任者を含めて5名以内とする。

⑤ 審査基準

審査項目	審査内容	配点 (100点満点)
業務実績	・類似業務実績	5 点
業務実施体制	・業務の推進体制、配置人数等が充実し、安定的に業務が執行できる体制が整っている。	10 点
企画提案内容	・業務工程管理 ・基本情報の収集および現状分析方法が具体的に提案されている ・再エネポテンシャルと森林の CO2 吸収量調査の方法が具体的に提案されている ・地域の特性を生かして温室効果ガスを減らすと同時に、地域経済循環や地方創生を実現できる提案がされている	55 点
追加提案	・仕様書以外で有用な提案及び本村にもたらされる有益な効果がある	15 点

価格	・提案内容に見合った適正な金額となっている	15点
----	-----------------------	-----

⑥ 留意事項

次の機材等は村が準備する。

- ・ プロジェクター (EPSON EB-1780W)
- ・ スクリーン
- ・ HDMI ケーブル
- ・ 長机 (3 名掛け) × 2
- ・ 椅子 × 5

発表順序は参加意思表示のあった順番とする。

プレゼンテーション資料及びデモンストレーションで操作するシステムには社名やロゴ、あるいはシステム名を伏せたものを使用すること。

発表者は、提案事業者が特定できるような社員証やバッジを身に着けず、社名やシステム名を発言しないこと。

11. 契約

(1) 審査

審査委員会による厳正かつ公正な審査により、審査委員全員の合計の評価点がもっとも高い参加者を最優秀提案事業者として選定し、以下、合計点数により順位付けを行う。同点の場合は、見積額が低い参加者を最優秀提案事業者とする。最優秀提案事業者の選定後、辞退等により契約に至らなかった場合は、次点の参加者を契約候補者とする。

書類・プレゼンテーション審査に進んだ応募者が1者であった場合には、企画提案内容の審査委員全員の合計点数が満点の60%以上であれば、当該応募者を最優秀提案事業者として選定する。

最優秀提案事業者に選定された者と契約締結交渉を行う。

(2) 審査結果について

参加資格審査、書類・プレゼンテーション審査とも審査結果を、決定後、提出者全員に速やかに電話及び文書で通知する。また、プレゼンテーション審査後、ホームページ上にて審査結果（参加者氏名及び合計点数のみ）を公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

(3) 契約手続きについて

契約候補者は、村と協議のうえ、選定結果通知後速やかに契約書を提出し、黒滝村入札・契約審査会による当該審査結果を踏まえた契約に関する審査手続き後、村は契約候補者と随意契約の方法により契約を締結する。契約価格は、見積書に記載された金額に当該金額の「100 分の 10」に相当する金額を加算した金額とする。なお、契約候補者と村との協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがある。

契約書は、黒滝村契約書等の様式を定める規程（令和 6 年規程第 3 号）に定める契約書を基準とし、双方が協議の上作成する。

12. 留意事項

(1) 言語・通貨

本プロポーザルに関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とする。

(2) 費用

本プロポーザルに要する費用は参加事業者が負担すること。

(3) 著作権

企画提案書の著作権は提案者に帰属する。

本業務において提出された書類は条例に定めるところにより情報公開の対象となるが、提案事業者の公正な利益を害すると思われるものは公開しない。

(4) 参加辞退

参加表明後に提案を辞退する場合は、速やかに問合せ先まで連絡を行うとともに書面（様式2）を提出すること。

(5) 失格事項

次の事項に該当する場合は提案事業者を失格とする。

- ① 提出書類に虚偽記載があった場合。
- ② 公募スケジュールに掲げる期日を過ぎて書類の提出があった場合。
- ③ 調達費用（提案上限額）を超えた提案があった場合。
- ④ 参加資格要件を満たさない場合、あるいは契約事業者に選定される前に参加資格要件を満たさなくなった場合。

(6) スケジュール変更

2次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション）のスケジュールは変更する場合がある。

(7) 提出書類

提出期日内であっても提出後の書類の訂正、または追加提出は認めない。提出された書類は返却しない。

13. 問合せ先

部署名：黒滝村役場 住民生活課

担当：的場

住所：〒638-0292 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地

電話：0747-62-2031

FAX：0747-62-2569

電子メール：kuro_j@vill.kurotaki.lg.jp

以上